

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間令和5年7月21日
北海道開発局

指名停止措置を行いました ～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、合同会社共屋に対し、契約締結を辞退したことから指名停止3か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

合同会社共屋は、令和5年7月5日に開札した、函館開発建設部発注の「函館道路事務所照明器具取替」の落札者となりましたが、入札金額を誤ったことを理由に契約締結を辞退したことから、指名停止措置を行うものです。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
合同会社共屋	宮城県仙台市青葉区中央4丁目8番17号小林ビル1F

2. 指名停止措置期間：令和5年7月21日～令和5年10月20日（3か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
開発監理部 会計課 会計指導官 臼井 義晃（内線5703）
開発監理部 会計課 上席専門官 長能 章久（内線5833）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>